

下関市監査委員公表第13号
平成30年7月9日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	小野雅弘
同	大賀一慶
同	木本暢一
同	山下隆夫

記

1 監査の対象

旧市民部市民文化課

旧市民部防災安全課

保健部

地域医療課、豊田中央病院

教育委員会教育部

図書館政策課

議会事務局

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

2 監査の範囲

平成29年4月1日から平成30年3月31日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類及び現地について全部又は一部を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の期間

平成30年5月1日から平成30年6月30日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次に掲げるものを除き、おおむね適正に処理されていた。

6 改善等を要する事項

本定期監査において改善等を要するものと判断した事項は、次のとおりである。なお、当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

旧市民部市民文化課について

- (1) 下関市民センターの空調の利用に係る実費弁償金を現金により直接収納する事務（金銭登録機を用いたもの）において、レシートの控えが一部欠損しているものがあつた。レシートの控えは、領収書の交付の記録であり、これを欠くことは、領収書が適切に交付されたことに疑義が生じるものであるので、適切に保管されたい。

議会事務局について

- (1) 政務活動費の交付事務において、会派の人数が減少した場合や年度終了後の残余があつた場合の政務活動費の返還が、下関市議会政務活動費の交付に関する条例に規定された期日までに行われていなかった。議会事務局は、会派は同条例に規定された返還の期限までに返還に係る現金を議会事務局に持参しており、これをもって返還がなされたと認識しているが、市の口座へ払い込まれておらず、また、領収証も会派へ交付されないことから、現金の保管場所が移動したに過ぎず、返還が完了したとは認められなかった。議会事務局は、財務会計システムが概算払をした金額を精算前に返金できない仕組みとなっていることや、収支報告書の確認作業に時間を要することから、同条例

に規定する返還の期限までに市の口座に払い込むことができなかつたものと思料されるが、結果的に多額の現金が議会事務局に保管され、事故の原因となるおそれがあった。関係課と協議し、返還の手続きが同条例に規定するとおりに実行できていない状態を改善されたい。

- (2) 資金前渡による交際費の支出において、同じ団体に対する例月の会費の支払であるにもかかわらず、領収証がある場合とない場合とがあった。下関市会計規則第70条第3項では、領収証を徴することが不適當又は著しく困難な場合は所属長の支払証明書をもってこれに代えることができる旨が規定されているが、この事例を始めとして、領収証を徴することが不適當又は著しく困難とは言い難い会費等が支払証明書により処理されていた。同項の規定を厳格に適用し、適正に領収証を徴されたい。

以上